



親展

基礎年金番号	私学共済の加入者番号

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

1. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として300月以上の受給資格期間が必要です。）

国民年金 (a)				船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)					
月	月	月		月			
厚生年金保険 (b)				厚生年金保険 計	月	月	月
一般厚生年金	国共済厚生年金および 地共済厚生年金	私学共済厚生年金					
月	月	月		月			

- ・「第1号被保険者(未納月数を除く)」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。
- ・(d)欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)」および「特定期間」の合計月数を表示しています。この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

2. 老齢年金の種類と見込額(1年間の受取見込額) (見込額については、加入条件や経済動向により変動します。)

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	歳～
(1)国民年金				老齢基礎年金 円
(2)厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間	(報酬比例部分)	円	(報酬比例部分)	円
	(定額部分)	円	(定額部分)	円
国共済厚生年金期間 および 地共済厚生年金期間	(報酬比例部分)	円	(報酬比例部分)	円
	(定額部分)	円	(定額部分)	円
私学共済厚生年金期間	(経過的职业加算額 共済年金)	円	(経過的职业加算額 共済年金)	円
	(報酬比例部分)	円	(報酬比例部分)	円
(1)と(2)の合計	(定額部分)	円	(定額部分)	円
	(経過的职业加算額 共済年金)	円	(経過的职业加算額 共済年金)	円
	円	円	円	円

- ・老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで(注)継続して加入したものと仮定して計算しています。
- (注)国共済厚生年金期間の老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳に達した日以後の最初の3月31日まで
- ・老齢年金の見込額が表示されていない場合は、受給資格期間が300月に達していない場合などですので、当会年金部にお問い合わせください。
- ・船員組合員期間または日本鉄道共済組合や日本たばこ産業共済組合の組合員期間を有するときは、「国共済厚生年金期間および地共済厚生年金期間」に表示されている見込額が変動する場合があります。

「ねんきん定期便」です。
年金加入記録をお送りします。

KKR

国家公務員共済組合連合会 年金部

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

電話 03(3265)8141 (代表)

受付時間 月～金曜日(土日祝日・年末年始を除く) 9:00～18:00

おかけ間違いのないよう、ご注意ください。

KKRホームページ <http://www.kkr.or.jp/>

在職中の方の住所変更については、ご所属の共済組合へお申し出ください。

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください。
(雨などで濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)

「最近の月別状況です」の見方

「国民年金（第1号・第3号）納付状況」欄について

納付済	保険料を納めた期間 (保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含む。)
未納	保険料を納めていない期間 または「ねんきん定期便」の作成時点で納付が確認できない期間
3号	第3号被保険者の期間
全額免除	保険料が全額免除の期間
半額免除	保険料が半額免除され、残りの半額を納めた期間
半額未納	保険料が半額免除されたが、残りの半額を納めていない期間
3/4免除	保険料が3/4免除され、残りの1/4を納めた期間
3/4未納	保険料が3/4免除されたが、残りの1/4を納めていない期間
1/4免除	保険料が1/4免除され、残りの3/4を納めた期間
1/4未納	保険料が1/4免除されたが、残りの3/4を納めていない期間
学生特例等	学生納付特例または若年者納付猶予が認められた期間
付加	付加保険料を納めた期間
合算	国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない期間 (参考情報であり、年金請求時に書類による確認が必要です。)
未加入	20歳以上60歳未満の期間のうち、どの年金制度にも加入していなかった期間

郵 便 は が 札

最近の月別状況です

表面の年金加入期間や下記の月別状況に「まれ」や「誤り」があると思われる方、特に転職が多い場合、姓(名字)が変わったことがある場合などは、当会年金部にお問い合わせいただき、ご自身の年金加入記録をご確認ください。

年月 (平成)	国民年金 (第1号・第3号) 納付状況	厚生年金保険		
		加入区分	標準報酬月額 (千円)	標準賞与額 (千円)

・納付期限内に国民年金保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあるため、「未納」と表示されることがあります。

この「ねんきん定期便」は下記の時点で作成しており、平成 年 月 までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および 一般厚生年金期間	国共済厚生年金期間および 地共済厚生年金期間	私学共済 厚生年金期間

【参考】これまでの保険料納付額（累計額）

(1) 国民年金(第1号被保険者期間)	国民年金保険料	
		円
(2) 厚生年金保険	厚生年金保険料(被保険者負担額)	
	一般厚生年金期間	円
	国共済および地共済厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間		円
(1) と (2) の合計		円

【参考】これまでの保険料納付額（累計額）について

- ・国民年金の保険料納付額は、加入当時の保険料額をもとに計算しています。
- ・厚生年金保険の保険料納付額(被保険者負担額)は、加入当時の標準報酬月額などと保険料率(掛金率)をもとに計算しています。

「連合会からのねんきん定期便について」のご案内

「ねんきん定期便」の詳細については、KKRホームページをご覧ください。

[kkр ねんきん定期便](#) [検索](#)

(http://www.kkr.or.jp/nenkin/kumiaiin_taishoku/teikibin/index.html)

[ホーム](#) > [厚生年金・退職等年金給付](#) > [これから年金を受給される方](#)

> [連合会からの「ねんきん定期便」について](#)

平成29年度 全国年金相談会のご案内

連合会では、年金額の試算や請求手続などの年金に関する様々なご相談に応じるため、全国各地で「個別面談による年金相談会」を開催しております。

詳しくは、KKRホームページをご覧ください。 [kkр 年金相談会](#) [検索](#)
(http://www.kkr.or.jp/nenkin/soudan_shisan/soudan/soudankai/index.html)

[ホーム](#) > [厚生年金・退職等年金給付](#) > [年金相談・年金試算](#)

> [年金相談について](#) > [年金相談会のご案内](#)

雨などで濡れている場合は、十分に乾かしてから
はがしてください。